

宝塚市住宅用省エネルギー給湯機買替助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境への負荷の少ない高効率な給湯機の買替に関する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって宝塚市地球温暖化対策実行計画で掲げる温室効果ガスの削減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象住宅 市内に存する自己の居住の用途に供している又は供する予定の建築物（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）をいう。
- (2) 高効率給湯機 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）又は家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）をいう。

(助成金の対象者)

第3条 助成金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宝塚市内に住民登録を有する者で、対象住宅に既に設置している給湯機（高効率給湯機を除く。）を廃棄し、高効率給湯機に買替えをする者
- (2) 宝塚市税を滞納していない者

(助成金の額)

第4条 この要綱に基づく助成金の額は、1件当たり10,000円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、宝塚市住宅用省エネルギー給湯機買替助成金交付申請書（様式第1号）及び別表1に定める必要書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付申請を先着順で受け付け、助成金の総額が予算の総額に達したときは、交付申請の受付を終了するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、交付申請があったときは、その内容を確認の上、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

2 市長は、交付決定の内容を宝塚市住宅用省エネルギー給湯機買替助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、交付申請後、交付決定を受けるまで助成金の交付対象となる工事（機器本体設置工事以外の基礎工事、配線・配管工事等を含む。）に着手してはならない。

4 申請者は、交付決定後、速やかに設置工事に着手するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第7条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定内容の変更、中止)

第8条 交付決定者は、交付決定の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに宝塚市住宅用省エネルギー給湯機買替助成金交付決定変更申請書(様式第5号)に、変更内容に係る書類等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、承認したときは、その旨を交付決定変更通知書(様式第6号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(状況報告及び現地調査)

第9条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて設置工事の遂行状況に関し、報告を求め、現地調査を行うことができる。

(設置報告)

第10条 交付決定者は、設置工事が完了したときは、速やかに宝塚市住宅用省エネルギー給湯機買替助成金設置報告書(様式第7号)の別表2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、交付決定者から設置報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付申請及び交付決定の内容に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該交付決定者に宝塚市住宅用省エネルギー給湯機買替助成金額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による確定通知があった場合は、宝塚市住宅用省エネルギー給湯機買替助成金交付請求書(様式第10号)により市長に対して助成金を請求することができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 助成金の交付対象となる工事を市長の承認なく変更、中止したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (4) この要綱又は宝塚市補助金等の取扱いに関する規則(平成元年規則第19号。)に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定による確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、宝塚市住宅用省エネルギー給湯機買替助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第5条関係）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">（1）申請者の住民登録を確認できる書類（申請者本人が確認できる書類）（2）施工業者が発行した導入・廃棄費用見積書（写し）（3）給湯機設置予定場所の写真（既存の給湯機が写っている場所の写真）（4）給湯機設置に関する騒音等防止についての確認書（様式第2号）（5）暴力団排除に関する誓約書（様式第3号） |
|--|

別表2（第10条関係）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">（1）給湯機の設置に係る領収書（写し）（2）給湯機の保証書（写し）（3）給湯機設置後の写真（4）「省エネ」にチャレンジ！宣言（様式第8号） |
|--|